## 公立大学法人北九州市立大学共同研究取扱規程

平成17年4月1日 北九大規程第60号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人北九州市立大学(以下「本学」という。)における共同研究の受入れ及び取扱いに関し、必要な事項を定めることにより、共同研究に要する経費(以下「研究経費」という。)の執行の適正化を図るものとする。

(定義)

- 第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 共同研究 本学の教員が外部の団体等と共同して行う研究で次のものをいう。
  - ア 本学において、外部の団体等から民間等共同研究員及び研究経費等を受け入れて、本学の教員 が当該外部の団体等の研究者と特定の課題につき共同して行う研究
  - イ 本学及び外部の団体等において共通の課題について分担して行う研究で、本学において民間等 共同研究員及び研究経費等又は研究経費等を受け入れて行う研究
- (2) 研究担当者 共同研究を実施する本学の教員をいう。
- (3) 民間等共同研究員 外部の団体等において現に研究業務に従事しており、共同研究のために在職のまま本学に派遣される者をいう。
- (4) 学部等 本学の学部(学群を含む)、大学院、地域戦略研究所、国際教育交流センター、図書館、 基盤教育センター、入試センター、キャリアセンター、地域貢献室、地域共生教育センター、環境 技術研究所、広報センター及び中華ビジネス研究センターをいう。
- (5) 国等 国、地方公共団体、国立研究開発法人、独立行政法人、国立大学法人、特殊法人(国庫、公団等)、公益法人等をいう。

(共同研究実施の基準)

- 第3条 共同研究は、次の各号に該当する場合に限り実施できるものとする。
  - (1) 本学の自主性、主体性のもとに、優れた研究成果が期待できる場合
  - (2) 本学の教育研究上有意義であり、かつ本来の教育研究に支障を及ぼすおそれがないと認められる 場合

(共同研究の条件)

- 第4条 共同研究は、次の各号に掲げる条件のもとに受け入れるものとする。
  - (1) 研究経費によって取得した設備、備品及び図書等は本学に帰属すること。
  - (2) 外部の団体等の都合により、研究を一方的に中止することはできないこと。
  - (3) 本学におけるやむを得ない理由により共同研究を中止し、又はその期間を延長する場合においても、本学はその責を負わないこと。

- (4) いったん納付した研究経費は、原則として外部の団体等に返還しないこと。ただし、前号の理由 により共同研究を中止した場合に限り、不用となった経費の範囲内において、その全部又は一部を 返還することができること。
- (5) 研究経費は、原則として、当該研究の開始前に納付すること。
- (6) 研究経費が指定期間内に納付されない場合は、本学において契約を解除できること。
- 2 外部の団体等が国等である場合には、双方協議のうえ、前項の条件の全部又は一部を付さないこと ができる。

# (複数年度にわたる共同研究)

- 第5条 理事長は、外部の団体等からの申出により、複数年度にわたる共同研究を受け入れることができる。
- 2 複数年度にわたる共同研究の期間は、原則として、3年を上限とする。ただし、理事長が研究計画 上特に必要と認める場合は、この限りではない。
- 3 複数年度にわたる共同研究の場合には、外部の団体等は、研究経費を分割により納付することができる。

## (研究経費)

- 第6条 本学は、共同研究を行うに当たって、その施設及び設備を共同研究の用に供するとともに、それらの維持管理に必要な経常経費等を負担するものとする。
- 2 外部の団体等は、研究経費として、次に掲げる経費の合算額を負担するものとする。ただし、間接 経費の比率については、別に定めるものとし、国等の競争的資金等による共同研究を行う場合には、 国等の規程等によるものとする。
  - (1) 直接経費 物品購入費、図書購入費、旅費等の当該研究遂行に必要な経費
  - (2) 間接経費 光熱水費及び一般事務経費等
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、双方協議のうえ、間接経費 を減額し、又は免除することができる。
  - (1) 外部の団体等が国等であり、外部の団体等の規程等で間接経費の全部又は一部を拠出することができない旨を定めている場合
  - (2) 研究経費が、国等の競争的資金等から措置されるものであり、その性質上、間接経費の全部又は 一部を拠出することができない旨を定めている場合
- 4 本学は、研究経費を負担する必要がある場合は、予算の範囲内において、前項に規定する経費の一部を負担することができる。

#### (設備等の取扱い等)

- 第7条 研究経費により取得した設備、備品及び図書等は、本学に帰属するものとする。ただし、外部 の団体等が国等である場合又は研究経費が国等の競争的資金等から措置される場合には、双方協議の うえ、設備等の全部又は一部を返還することができる。
- 2 本学は、共同研究の遂行上必要な場合には、外部の団体等から研究経費のほか、その所有に係る設

備を受け入れることができる。

3 共同研究の遂行上、外部の団体等の所有する特定の設備を使用することが必要であり、かつ、当該 設備を本学に搬入することが困難な場合には、本学の教員は研究上必要な限度内で、当該設備が所在 する施設において研究ができるものとする。

#### (共同研究の申込み)

- 第8条 共同研究の申込みは、理事長が定める共同研究申込書(以下「申込書」という。)を学部等の長に提出する形で行うものとする。ただし、申込みが国等によるものである場合、その他これによりがたい場合には、双方協議のうえ、申込書の提出を省略することができる。
- 2 学部等の長は、前項の申込書の提出があったときは、その共同研究の受入れ等について、研究担当者の意見を聴いたうえで、その内容が適当であると認めるとき、申込書を理事長に提出するものとする。この場合において、必要があるときは、学部等の長は、当該学部等の教授会又は意思決定を行う委員会等に付議することができる。

### (共同研究の決定及び契約)

- 第9条 理事長は、前条による申込みについて、その内容が適当であると認めたときは、受入れを決定 し、共同研究の相手方となる外部の団体等(以下「共同研究機関」という。)との間に共同研究契約を 締結するものとする。
- 2 理事長は、研究担当者が共同研究機関において兼業を行っている場合、又は研究担当者が共同研究 機関の株式を保有している場合には、本学の利益相反委員会へ諮問し、その答申を経て、受入の決定 をするものとする。
- 3 第1項の共同研究契約は、原則として、共同研究契約書により締結する。

# (研究経費の納付)

- 第10条 理事長は、共同研究機関に対し、研究経費の請求書を送付して、研究経費を納付させるものとする。
- 2 共同研究機関は、研究経費を当該研究の開始前まで(分割して納付する場合は、契約書記載の納期 まで)に納付しなければならない。ただし、次の各号の全てに該当する場合には、研究経費の納付期 限を、共同研究の開始日以降に設定することができる。
  - (1) 研究経費の納付を待たずに共同研究を開始しなければならない特段の事情がある場合
  - (2) 共同研究機関が、共同研究契約書において研究経費を納付することを確約する場合
  - (3) 共同研究機関の財務状況が健全であることを確認できる場合
- 3 研究経費は、双方協議のうえ、分割して納付することができる。この場合においては、契約書に納期毎の納付額を明記しなければならない。
- 4 いったん納付された研究経費は、共同研究機関に返還しない。ただし、共同研究の中止又は完了の 時点において、不要となった額があり、共同研究機関から返還請求があった場合には、不要となった 額の範囲内において、その全部又は一部を返還することができる。
- 5 研究経費が指定日までに納付されない場合には、共同研究契約を解除することができる。

# (研究経費の執行等)

第11条 研究経費の受入れ及び執行、研究経費により取得した資産の取扱いについては、公立大学法 人北九州市立大学会計規規則(平成17年北九大規程第56号)及びその他関係規程等の定めるとこ ろによる。

# (研究の中止又は期間の延長)

- 第12条 研究担当者は、当該研究を中止し、又はその期間を延長する必要が生じた場合は、直ちに学 部等の長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 2 学部等の長は、前項の報告を受けたときは、その経過を理事長に報告するものとする。この場合に おいて、理事長は、共同研究機関と協議のうえ当該共同研究を中止し、又は研究期間の延長を決定す るものとする。
- 3 理事長は、前項の決定を、遅滞なく共同研究機関に通知するものとする。

### (成果の公表)

第13条 共同研究による研究の成果は、共同研究契約書の定めるところにより、これを公表することができる。

#### (結果の報告)

- 第14条 研究担当者は、共同研究完了後、速やかに共同研究完了報告書及び収支決算報告書を理事長 に提出するものとする。
- 2 共同研究期間が複数年度にわたる場合、研究担当者は各年度(共同研究終了年度を除く。) の共同研究経過報告書及び収支決算報告書を作成するものとする。
- 3 第2項の規定は、第1項の報告書について準用する。

### (特許出願)

- 第15条 理事長及び共同研究機関の長は、研究担当者及び共同研究機関における当該研究を担当する者(以下「共同研究員」という。)が共同研究の結果、それぞれ独自に発明を行った場合において、特許出願を行おうとするときは、当該発明を独自に行ったことについて、あらかじめそれぞれの相手側の同意を得るものとする。
- 2 理事長及び共同研究機関の長は、研究担当者及び共同研究員が共同研究の結果、共同して発明を行った場合において、特許出願を行おうとするときは、持分等を定めた共同出願契約を締結のうえ、共同出願を行うものとする。ただし、共同研究機関の長から特許を受ける権利を承継した場合は、理事長が単独で出願を行うものとする。
- 3 前項の研究担当者と共同研究員との合意予定の持分については、学部等の長が、産学連携委員会に 諮ったうえ、その案を決定し理事長の承認を得るものとする。
- 4 前3項の規定は、特許権を除く他の知的財産権(実用新案権、意匠権、著作権、育成者権、回路配置

利用権、商標権及びこれらを受ける権利(以下「知的財産権等」という。))について準用する。

## (特許権の実施等)

- 第16条 理事長は、共同研究の結果、独自に行った発明につき、本学が承継した特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権(以下「特許権等」という。)を共同研究機関又は共同研究機関の指定する者に限り、出願したときから起算して10年を超えない範囲内において独占的に実施させることができる。ただし、この期間は、必要に応じて更新することができる。
- 2 理事長は、共同研究の結果生じた発明につき、共同研究機関の共有に係る特許権等を共同研究機関 の指定する者に限り、共同研究完了の日から起算して10年を超えない範囲内において独占的に実施 させることができる。ただし、この期間は、必要に応じて更新することができる。
- 3 前2項により理事長が実施させた特許権等を、それぞれ出願等した日の翌日から起算して3年を経過してもなお正当な理由なく実施しないとき、又は当該特許権等を独占的に実施させることが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、理事長は、共同研究機関及び共同研究機関の指定する者以外の者に対し、当該特許権等の実施を許諾することができる。
- 4 前3項の規定は、知的財産権等について準用する。

## (実施料)

第17条 理事長は、前条の規定により、当該特許権及び知的財産権等の実施を許諾したときは、別に 実施契約を定め、実施料を徴収するものとする。

#### (委任)

第18条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成24年1月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成24年3月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。